

# 第17回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

## 会議録概要（委員発言要旨）

平成20年7月9日（水）

本会議録中、協議に用いた資料については次のように表記しています。

- ・第8回会議で配布の資料1 「8回資料」若しくは「アンケート結果」
- ・第13回会議で配布の資料1 「13回資料」
- ・第14回会議で配布の資料2 「14回資料」

### 会議の成立

委員総数14名 出席委員数8名 半数以上の出席により会議は成立する。

- ・出席委員 ～ 井上、浦西、逢坂、笠原、合田、杉本、高橋、中山
- ・欠席委員 ～ 荒井、小野寺、田巻、橋本、水口、三原

### 配布資料について

#### 【事務局配布資料】

- ・事務局からの配布資料は、前回（第16回）の会議録概要。

#### 【委員配布資料】

- ・笠原委員より「共働」の定義に関する考えをまとめたものが提出されているが、これは事前に各委員に配布している。今後の参考資料として活用していく。

### 前回（第16回）会議内容の確認

〔中山座長〕

- ・「協働・共働」の議論を進めてきた。
- ・定義の違いを明らかにできるよう試みたが、委員間の認識に違いも見られ、今後の協議で方向性が定まった段階で定義ができるのではないかとのことだった。
- ・その表し方についても、条文の中で可能とする意見と、解説文で伝えていくという意見が出されていた。
- ・いずれにしても、前回までに明確な定義付けには至らなかったため、理念・原則を検討して全体像が見えてくるとはっきりした違いが出てくるのではないかとのこと、「きょう働」の議論は一旦中断して、先に進めていくことを確認した。

## 理念・原則について

基本理念について（14回資料9P、8回資料12P）

〔中山座長〕

- ・14回資料で提示している内容に修正を加えながら進めていく。
- ・6Pの用語の定義は「きょう働」のこともあるので先延ばしとして、9Pの基本原則から協議したい。

〔笠原委員〕

- ・前回会議で、以前に実施したアンケート（条文項目検討）を集約することになっていなかったか。
- ・この14回資料で進めると、議論が迷走しそうな気がする。

〔中山座長〕

- ・理念原則は14回資料を使い、その他の個別項目については8回資料のアンケート結果を使って進めていくのが良いのではないかと。理念原則から8回資料を用いた方が良いということであれば、それでも構わないかどうか。

〔事務局～企画課長〕

- ・前回会議で、条文を文章化してしまうと作業がし難く、載せる項目を抽出する議論をして最終的に文章化した方が良いのではとの意見があった。
- ・今回の案内で、第8回、第13回、第14回の会議資料を使って協議するとしていたが、8回資料で個別項目について各委員の考えが示されているので、新たな資料を作成するより既に配布しているものを使った方が良いのではないかと考えた。
- ・13回資料は条例の構成案となっているが、これを基に条例の全体構成を具体的に協議してもらいたい。ここで挙げている項目（小区分）の内容は8回資料に網羅されている。
- ・既存の資料を使って検討作業を進めてもらいたいと考える。

〔中山座長〕

- ・理念原則については、8回資料のアンケート結果も併用して協議をしていく。
- ・協議の進め方について何か意見はないか。なければ、この形で早速協議に入る。
- ・8回資料12Pに基本理念に関する皆さんの意見が載っている。この時点と考え方も変わってきているかもしれないが、ここの考え方が14回資料の9Pに書いてある理念に反映されているか、その点の議論をしてもらいたい。

〔逢坂副座長〕

- ・14回資料の第4条、この下にある解説文は置いておいて、条文を中心に項目的なものを議論していくと良いと思う。
- ・条文案の中の、「市民が主体」、「市民自治」、「市政」、「豊かで魅力あるまちづくり」という言葉はキーワードとして大切にすべきではないか。文章は再考が必要。

〔井上委員〕

- ・以前、KJ法を行った時に、基本理念には「個人の尊厳と自由」というキーワードが出されていた。

〔杉本委員〕

- ・市民自治と団体自治を明確にしておかないといけない。14回資料の条文案の表現だと、市政の中に住民自治が含まれているかのような感じがする。文章表現の際に気を付けないと、包括しているような状態になってしまう。
- ・そうすると、憲法で謳っている自治のラインが崩れる。今までの考えと少し違った形にしないと混乱するのではないか。
- ・市民自治と団体自治を対比させるくらい明確にしても良いのでは。

〔逢坂副座長〕

- ・全く性格が異なるものと考えて組み立てる方が分かりやすいし、条例の本来の形になるのではないか。
- ・「住民自治」と「市民自治」の言葉の使い方、同じ解釈で使って良いのだろうか。
- ・団体自治の対極として考えると、「住民自治」が妥当なのか。

〔杉本委員〕

- ・全国的に通用するという意味で、憲法用語の「住民自治」を使った方が良いのでは。
- ・法解釈などのレベルにいくと、市民と住民の線引きはどこなのかということになるが、憲法用語で切った方が良いのではないか。

〔笠原委員〕

- ・進め方として、用語を個別に確定していくと、解説文を含めた整合性の面で問題はないか。後々、議論が戻ってしまうことも考えられる。
- ・条文的にはキャバを広くしておいた方が窮屈にならないのではないか。
- ・総合計画では、一般的に「住民」と「市民」の用語の違いが書かれているが、条文の中で、「市民が主体」など「市民」を使っている一方で「住民自治」となると、不必要な迷いを招く可能性がある。
- ・住民自治と団体自治にもさまざまな解釈があるので、後から置き換えられるなら広義の意味で置いておいても良いのでは。
- ・これまでの議論もマクロ的な方向に向かっている傾向が強いので、少し広めの形にした方が良いのかもしれない。

〔杉本委員〕

- ・とりあえず、今の段階では「住民」と「市民」という選択肢があるという押さえで良いのでは。

〔笠原委員〕

- ・それを説明するとなると、何処でどのように説明するかということになる。条文上で使うと解説文での説明も必要だろうし、一々解説を読まないで理解できないような条文だと市民に受け入れられない。
- ・「市民」という言葉の定義は問題なく通っているので、今後、市民を前提として論理展開していけば一般的な形となるのではないか。
- ・ある程度の骨格ができた段階で全体を見た時に、住民自治の要素が希薄しているようであれば別の用語に置き換えたり、別項目を立てたりした方が効率的。
- ・今後、条文を検討していく際に、ひとつずつやっていくと関連条文間の整合性が気にな

る。そういう面からも、少し幅を持たせて進めた方が良いのではないか。

- ・分析が目的ではなく、読む人がイメージし易いものが望ましい。

〔中山座長〕

- ・杉本委員の提案のように、とりあえず、「市民」という言葉を残しつつ「住民」にも置き換えられる可能性も残す、若しくは条文中で住民自治の項目が必要となる可能性もあるので必要があれば戻るといった形で進めるか。

〔笠原委員〕

- ・14回資料の6Pで「市民」の定義は広い範囲になっている。それを踏まえた上で「市民自治」という考え方をしていかないと、何らかの活動を起こすのは「住民」だけとは限らない。

〔逢坂副座長〕

- ・住民自治は、自治の考え方の中で、団体自治に対応する概念として出てきたものではないか。自治という流れの中では「住民自治」も重要なキーワードとなるのではないか。

〔笠原委員〕

- ・団体自治で調べた際に道州制の考えを見たが、道州制とは、最終的に主権を持った地域が集まった連邦制のようなものを施行するような狙いらしい。
- ・北海道なら分かるが、北見市の場合、独立するようなどころまで踏み込む必要性をあまり感じない。

〔杉本委員〕

- ・将来的に国の財源と事務を移譲して、独立して地域でやれということになれば、この市も政府ということになる。道州制まで広義に考えなくても、地方分権ということを進めていくなら、そこまでイメージしておかなければいけないと思う。

〔笠原委員〕

- ・8回資料のアンケート項目にもあったが、国や道、他市町村との関係をもって市政運営を図ることを基本理念に盛り込んではどうか。そうすることで、現実的に団体自治がある程度理解されるかと思う。
- ・14回資料9Pの第4条では、解説文を付さなくても、例えば第4項として載せることで団体自治がイメージできるのではないか。
- ・13回資料の一覧表では、市政運営の仕組みの項目で「国や他自治体との連携」とあるが、これを理念に置くか、このままの形で載せるか。団体自治を明確に表すためには何処に置くのかなど検討が必要では。
- ・頭に持ってきたほうがインパクトは強い。

〔杉本委員〕

- ・地方分権の動きの中で法定受託事務があるが、この先どこまで進むのか、国の方針も決まっていない。この段階で団体自治の事務まで触れない方が良いのではないか。

〔笠原委員〕

- ・団体自治まで触れなくても、結果的に財政破綻すると市民の責任になる。
- ・敢えて団体自治を説明しなくても、国や他自治体との連携といったものに置き換えていけばいいのか。

〔杉本委員〕

- ・それは、後で団体自治の役割などを決める時に明記すれば良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・確認したい。今の話は「市民自治」と「住民自治」のどちらを使っていくかということではなかったか。

〔杉本委員〕

- ・市民と住民という自治の体制を議論していたが、自治の体制で団体自治にも将来的に不確定要素がある。
- ・市民（住民）自治の方は、市民を定義する上での兼ね合いと、憲法用語で謳われている住民自治のレベルとの兼ね合いを後でやらなければならないということ。
- ・広域連合など団体自治の方は、いろいろな方法論が取れるようになり、この条例で謳う場合には、団体自治の定義で謳う位しかできないのではないか。
- ・団体自治を支える市民側の義務としての納税の義務などは謳わなければならないかもしれないが、国策として変動が予想される部分には触れられない。
- ・決められることから決めて、状況変化に応じて変更ができるようなルールも決めておくということではないか。
- ・将来的には基本理念すら変わることも考えられる。修正項目なども踏まえ、今できないことは無理してやらないということ。

〔事務局～企画課長〕

- ・14回資料の5P、第1条で目的をやっているが、ここで「市民自治」という言葉が出てきて、「自治の基本的な事項を定める」と条文にあるが、これは住民自治と団体自治を実現することだと解説で言っている。
- ・解説文の最後に「自治の基本的な事項」は第 章において・・・定めるとなっている。ということは、章立てに移った際に別に定義しましょうという扱いになっているので、この辺も検討してもらいたい。

〔笠原委員〕

- ・やはり、団体自治を強調するのであれば、基本理念の中で国や道、他市町村との連携などを書いておいた方が分かり易いと思う。
- ・8回資料では、第4章という早めの段階で出てきている。8回と13回では括りが変わっているが、今後の2次合併なども考えると、条文にする場合には項目を起こした方が分かり易い。

〔杉本委員〕

- ・国や周辺市町村との調整項目を入れるということ。

〔中山座長〕

- ・神原私案にも「役割分担を明確にして多様な主体の責任と相互協力によって問題解決を図る」という項目がある。

〔笠原委員〕

- ・14回資料の9P、3項までが市民から始まって市政の中で執行機関、議会までが出てきて、4番目に国や他市町村、国際的な交流などを出すと、流れ的にも良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・基本理念のアンケートにはない項目だが、これまでの検討を踏まえて新たに必要な項目として付け加えることでどうか。……（異議なし）

〔高橋委員〕

- ・多様な主体との連携とあるが、理念に盛り込むことは別としても、競合して競り勝つということも必要だと思う。外交的なことも考えると仲良くしましょうということだけではまずいと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・今の意見は各論としては大事な要素だと思うので、理念ではなく、この後協議する各論の中で検討してはどうか。
- ・負けてはいけない、良い意味での緊張関係ということだと思う。

〔高橋委員〕

- ・あまり馴れ馴れしい形にはいけないと思う。

〔笠原委員〕

- ・北見市をいかに魅力的なまちにするかによって、結果として出てくるもので、初めからサバイバルゲームのような目的や戦術を置くものではない。

〔杉本委員〕

- ・よくある「ふれあいのまち」のような、生温い関係は止めた方が良いのかもしれない。

〔笠原委員〕

- ・逆に言うと、ここでは空間的な発想しかないが、常呂の先住民などの歴史性もある。だから、別にサバイバル的なことだけではなく、そういったこともきちんと押さえましょうということになるのではないか。
- ・アンケートの回答でも「打克ち躍進する」と明確に書かれているが、個性的で魅力あるまちづくりにつながるのではないか。

〔中山座長〕

- ・項目を付加するとしても書き方に気を付けるということで、「個性的で魅力的な」というのは攻撃的でもないので、そういった形で連携協力を表現していくようにする。
- ・8回資料のアンケート回答内容と比べても、全ての意見が入っているのではないかと思うがどうか。逆に除いた方が良いものなどはないか。

〔杉本委員〕

- ・基本理念の中に「3議会及び市長・・・市民による自治を拡充し」とあるが、市民（住民）自治は独立しているので、この部分はもう少し考えるべきではないか。

〔中山座長〕

- ・市民自治と謳っておきながら拡充というのは、権利と同じような書き方になっている。
- ・この部分は書き直す若しくは削除しても良いか。

〔杉本委員〕

- ・団体自治が市民（住民）自治にどのように関与していくのかという部分なので、表現が非常に難しい。
- ・まだ、そこまで議論していないので後でじっくり考えた方が良いのでは。

〔中山座長〕

- ・他にないか。特になければ次に進む。

〔事務局～企画課長〕

- ・今出された意見を踏まえて条文案を修正する作業に入るが、今の部分を再度確認したい。

【ここまでの議論の確認】

《基本理念（第4条）に盛り込むキーワード》

- ・市民が主体、市民（住民）自治、市政、個性豊かで魅力あるまちづくりの推進、個人の尊重（尊厳）、多様な主体との連携協力、地域の特性と独自性を活かす

《文章表現についての注意点》

- ・市政の中に市民（住民）自治があるかのように捉えられる。
- ・3項の「市民の自治を拡充」について、市民（住民）自治は独立しているものであり、団体自治の関与の仕方を検討した上で考える。

条例の位置付け（14回資料8P）

〔笠原委員〕

- ・条例の位置付けに関して、これで良いことになっているのか確認したい。

〔中山座長〕

- ・目的と位置付けについては、概ねこの形で良いということになっていた。

基本原則について（14回資料11P、8回資料13P）

〔中山座長〕

- ・次に、基本理念をどのように守っていくかという基本原則に入っていくが、こちらは提示した案にアンケートの結果や議論経過が反映されていないという指摘も受けている部分なので、少し時間を掛けて協議したい。
- ・提示案では、「対等・相互理解」「自主性尊重」「情報共有」の3つを挙げていて、笠原委員の私案では「市民参画」「共働」「情報共有」「自治区」が挙げられている。
- ・8回資料も見ながら、加除修正の作業をしてもらいたい。

〔事務局～企画課長〕

- ・以前の協議で、この原則案は議論経過を反映していない等の指摘があった。今回の協議の前に、本案を作成した経過を事務局側から説明したいがどうか。

〔笠原委員〕

- ・8回資料および13回資料に載っていない用語が使われている。
- ・今日の会議は8名の委員しか参加していない状況で、事務局の説明を聞いてOKを出すわけにはいかない。

〔事務局～企画課長〕

- ・これで原則を押し通すという考えではない。この用語を使うに至った経過を説明させてもらいたいということ。

〔逢坂副座長〕

- ・座長案という形で事務局が作ったものだが、ひとつのエッセンスとして何がなんでもこの形でということではないと思う。
- ・この案もあるが、笠原委員の私案も含めて考えていくという中で、説明だけは聞いて、その上で修正論を話しても良いと思うがどうか。

〔杉本委員〕

- ・とりあえず聞いた方が良いのでは。

〔事務局～企画課長〕

- ・委員間の認識を共通なものにしていこうということで、「市民」や「市」の定義について議論してきた。
- ・基本理念の検討におけるレジュメでは「市民の参加」や「市民のためのまちづくり」「市民の自主性」という項目で議論してきた。
- ・第11回会議での議論のまとめとして、「主体性」「個々人のつながり」「補完性の原理」「自主性・自立性」「自覚」「互いの尊重」あたりが理念に含まれるということを確認している。(会議録9P「認識確認」欄)
- ・こうしたものを踏まえて、3つの原則を作ったという経過である。
- ・当初のレジュメとは違ったものになっており、そんな議論はしていないと思われるかもしれないが、事務局としては会議の経過を踏まえて作成したつもりである。
- ・今後の議論で修正すべき点は出てくるだろうし、変えていくことを拒むものではない。

〔中山座長〕

- ・事務局からの説明を受けたが、いろいろと意見もあると思うので発言願いたい。

〔笠原委員〕

- ・「情報共有」については当然かと思うが、5条(対等・相互理解)、6条(自主性尊重)は理念に含まれているのではないかと。原則とは違うのではないかと。
- ・6条2項は、理念の中の「市民自治をいかに充実させていくか」という部分に含まれている。対等・相互理解も理念の「市民が主体」「それぞれの立場を尊重して」に含まれていると解釈できる。敢えて項目を起こす必要はないのではないかと。
- ・むしろ、アンケート結果やレジュメの一覧表に出ているような「参加・参画」「きょう働」「情報共有」「自治区」のようなものを、理念の次に心構えのように書くべきではないかと。
- ・しかし、この部分(対等・相互理解や自主性尊重)をもう少し強調したいという意見もあるかもしれない。

〔高橋委員〕

- ・正直、ぼやっとしたままより、きちりと書いた方が良いのかと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・「対等・相互理解」と「自主性尊重」は、相当読み込んでいかないと分かり難い気がする。
- ・13回資料にある項目の方が、ストレートで分かり易いのではないかと。

〔笠原委員〕

- ・その場合には、「参加・参画」の中で5条6条の文言を生かしていった方が分かり易い。



〔杉本委員〕

- ・ 5～7条（情報共有）は、住民自治をいかによく行うかという心構え、契約論のような括りだと思う。
- ・ 住民自治をどうやるのかということをしきりに話していない気がする。住民自治を拡充するとなると、市民会議などまでいってしまうのかもしれない。
- ・ 5～7条は住民自治だけのことで団体自治のことではない。市民向けのものだから、そうならざるを得ないとも思うが、若干の違和感がある。

〔高橋委員〕

- ・ 公正で対等というのは胡散臭い感じがする。
- ・ 公正で対等であるというのは必要だと思うが、都合よく解釈されかねないので、適用範囲と例外をきちんと書くべきだと思う。

〔中山座長〕

- ・ ということは、この条文項目は残しておくということか。

〔高橋委員〕

- ・ 適用範囲と例外を示す意味で必要な項目だと思う。
- ・ そのことを書かないと、責任と義務を感じない依存心が表に出ることが懸念される。条例としての意味が無くなる。

〔杉本委員〕

- ・ 「対等・相互理解の原則」ではなく「対等の原則」とした方が良いのではないか。相互理解をしると言っても無理な場合もある。

〔井上委員〕

- ・ 役割によっては対等にならないとなると、適用範囲と例外を書くことも必要だが、敢えて書くのもどうなのか。

〔杉本委員〕

- ・ 本当は、住民と団体は対等でなくても良い。

〔井上委員〕

- ・ 役割が違えば対等にはなり得ないと思う。

〔杉本委員〕

- ・ 住民や団体が望むような政策が行われる保障があれば、住民が下にいても構わない。
- ・ いろいろな協働の形式でも対等ということにはならない。以前の会議で、ルールの中に乗ることが対等だという意見があったが、それは最もだと思う。その程度でしかない。

〔笠原委員〕

- ・ 5条の部分は、13回資料では「市民の権利・責務」で出てくる。それを行政側が支援するかどうかという個々具体的な場面で出てくる。
- ・ 市民の権利をどうするかと言う項目を起すかどうかも変わってくるが、参画する場合には市民同士尊重し合い、それに対して行政は支援すべきだという役割という所で良いのではないかと思う。
- ・ 6条の「自由な意思」も、強制されたくないということを釘刺しておきたいということだと思う。

- ・それと、福祉的なことや災害時の場面では、参加しなくてもそこに存在すること自体が問題だということもある。市民参画自体の想定範囲が広がってきている。
- ・それらを包括的に考えていくにしても、「原則」より「市民の権利」や「行政の責務」という項目に振り分けた方が良い。
- ・そうしないと、理念から原則まで抽象的な内容で具体的場面がイメージし難い感じ。
- ・これを削除するとかではなく、別の場所で生かしていくのかを考えるべきではないか。

〔井上委員〕

- ・別の項目で「対等」や「相互理解」ということを具体的に網羅できれば、敢えてここに入れなくても良い。
- ・基本理念の中で「個人の尊厳と自由」や「立場を尊重する」ということを謳えば、具体的レベルで市民の権利や行政の責務に入ると、その役割や意味の違いも分かる。

〔中山座長〕

- ・個別項目で書き込むこととして、原則はもっとシンプルにすべきということか。

〔井上委員〕

- ・敢えて言っておきたいという気持ちは分かるが、具体的項目で入れた方がスッキリする。

〔杉本委員〕

- ・条例の原則なら、もっと大事なことがあるような気がする。

〔中山座長〕

- ・これまで話してきた前文や理念をサポートするのが原則である。

〔逢坂副座長〕

- ・基本原則の捉え方ということだと思うが、原則で謳った大項目は、この後の細目（個別項目）と関連するという関係にあると思う。

〔杉本委員〕

- ・この条例の原則なら、条例は状況に応じて常に審査して修正するというようなものではないか。何年かに1回見直すのではなく、常に更新されるようにするものではないか。
- ・古いまま放置せずに、現状に即したものにしていけることが、条例の趣旨ではないか。

〔高橋委員〕

- ・話を蒸返すが、14回資料にある3つの原則は「共働」の参加するためのルールである。
- ・後で上手く回っていくのであれば拘る必要もないと思う。

〔杉本委員〕

- ・そこは、後で厚みを持たせてやれば良いと思う。

〔笠原委員〕

- ・原則というのは、目的と理念を実体化するための手立てという押さえ、抽象的なものを具体化するときに守らなければならないルールである。
- ・しかし、これでいくとルールというよりマナーに近い感じになってしまう。

〔高橋委員〕

- ・それは、14回資料9Pの初めの説明に「ある意味では当たり前のことです。しかし、それをこの条例で明らかにすることに意義があります」と書かれている。それが良いか悪いかということ。

〔杉本委員〕

- ・例えば、「間違っことは謝りましよう」とか「間違いは改善ましよう」というようなことなのだろう。

〔笠原委員〕

- ・この場合の自治の基本原則というのは、あくまでもプラス方向のまちづくりにとっての方向付け、その場合の限定されたルールというように考える。

〔高橋委員〕

- ・理念を受けての原則ということであれば、理念の中に共働的な意味が含まれている。
- ・他にもあるのかもしれない。
- ・この3つは大事なことだが、誤解されて入って来られると御破算になってしまう。
- ・市民参加の原則のようにして、そっちに持っていくことも可能かもしれない。

〔杉本委員〕

- ・他の自治体の条例の基本原則は、条立てが多くて標語のようなスタイルで並んでいる。
- ・これらを網羅すれば良いのかなと思う。

〔中山座長〕

- ・「参加・参画」と「情報共有」は、どこの条例にも入っているようなので、この2つは入れた方が良いのではないか。
- ・「参加・参画」の中で、「対等・相互理解」等を含むような形がとれる。
- ・その他に、「自治区」もあると思うが、後々制度が変わっていくと自治区という名称が変わる可能性があるなので、半永久的に残るような別の表現をした方が良いのではないか。

〔逢坂副座長〕

- ・自治区は自治区としておいた方が良いのではないか。将来、違う考え方になれば見直すということで、北見市独自の仕組みだから現状を大事にした方が良い気がする。

〔杉本委員〕

- ・現状制度が自治区だから、自治区にしておくしかないのではないか。
- ・その制度が別な条例などで変わった場合には、当然、こちらも変更しなければならない。

〔中山座長〕

- ・8回資料の中に、合田委員から「公正と信頼の確保」というのが出されているが、豊田市の条例に「説明責任の原則」という部分で、「執行機関は政策等の立案、評価の過程において市民に分かりやすく説明しなければならない」とある。
- ・三原委員からも同様の意見が出されているが、「説明責任」の原則を盛り込んではどうだろうか。

〔逢坂副座長〕

- ・原則に入れる方法もあるだろうが、13回資料の「10. 市政運営の仕組み・制度」の項目に「説明責任・応答責任」があるので、各論でしっかりとやった方が良いのではないか。

〔高橋委員〕

- ・情報共有と応答責任は違うものだと思う。
- ・情報共有であれば、機密の保障も書かなければならない。何でもかんでもひけらかしてしまうと、出来るものも出来なくなってしまう。情報共有はしなければならぬ。

〔杉本委員〕

- ・住民自治からの意見やパブリックコメントなどが最近出ている。今の説明責任などは団体自治側に一方的に説明する義務があるようだが、そうではなく、お互い五分であれば、住民側からの意見も通るという項目も原則に必要なのではないか。
- ・行政手続法でパブリックコメントをやっているが、行政が決めたテーマに対して期間限定で受け付けるシステムになっている。
- ・そうではなく、住民側から自由に意見が出せるような原則も必要だと思う。
- ・説明の受け手だけではなく、住民側もアクティブに言えるようであればならない。

〔笠原委員〕

- ・市民自治で住民側の参加・参画の仕方としては、政策決定過程に市民意見が反映されるか、実施時に市民がどれだけ関わるか、市民が行政を監視する、この3つかと思う。

〔杉本委員〕

- ・通常、住民自治側の直接的な意見を出す場としては、請願と陳情くらいしかない。

〔笠原委員〕

- ・市には委員会や審議会などの機関が多くある。それが基本的に市民の意見を聴く場であり、そこで素案などが作成されて、ホームページなどで公開してパブリックコメントを求めるシステムになっている。それをもう少し制度化していくことで良いのではないか。

〔杉本委員〕

- ・理論上、住民自治は独立しているものだが、今までは団体自治（行政側）が受け皿を作った中でしか意見を言えない。突発的に言えるのは陳情と請願しかない。請願にしても議会の了解を得なければならない。
- ・今の段階では住民側の意見が自由に表せるシステムはないが、本来、住民自治が独立しているなら、自治は意見の集約システムが大原則なので、それだけは何らかの形で必要ではないか。

〔笠原委員〕

- ・自治の確立を目指すということは、今言われたとおりだと思うが、それが市民の成熟度によって、どれだけ関われるかということはある。
- ・こうした市民会議にしても、これまでは行政主導で、雛形が用意されて判を押す程度だったが、このまちづくり条例検討市民会議そのものが、今後の北見市の各種審議会などが追求すべき姿勢ではないかと思う。
- ・まちづくり協議会も2期目を迎え、どのように自らが課題設定して政策に反映できるかという課題を持っている。

〔杉本委員〕

- ・自分は公募委員に選ばれたから意見を言えているが、選ばれなければ意見を言えない。他にも意見を持っている人はいるはずだが、言えないでいる状態。
- ・どういう方法が良いか悩んでいるが、意見の吸上げシステムは考えなければならない。

〔笠原委員〕

- ・それは、私案では「市民の参画及び共働」の章で、審議会等の委員は全部または一部を公募により選出する、さらに委員は両性半数とするとしている。

- ・そうした市民会議で行政が考える計画などを検討する。その会議は原則公開として、それを見た市民から意見をもらい、ある程度できた段階でそれに対する市民意見提出手続きを考えることになる。

〔杉本委員〕

- ・委員を選考する場合、誰が選考するのか。

〔笠原委員〕

- ・まちづくり協議会の場合は、協議会の委員全員で話し合って誰にするか決めている。

〔杉本委員〕

- ・まちづくり協議会やこの会議などは、団体自治の篩（ふるい）に掛かっている。住民自治の意見ではあるが、純粹に住民からの意見を突発的に言える環境ではない。

〔中山座長〕

- ・議論が各論の詳細に入っている気がする。
- ・今のことは重要なことだと思うので、参加・参画の条文の検討で話し合いたいと思う。
- ・今までの意見をまとめると、「情報共有」は必ず必要な項目で、その他に「参加・参画」と「自治区」、この3つは柱として外せないものだと受け取った。
- ・「自主性」と「対等」があるが、書き方によって「参加・参画」若しくは「自治区」の中に含めることが出来そうなので、3つの原則で書き換えて進めていきたいと思う。

〔高橋委員〕

- ・平塚市のものが项目的に近いが、もっと簡単に書いている。  
情報共有の原則……市民、議会及び市の執行機関は、まちづくりに関する情報を互いに提供し、共有することを原則とします。  
参加の原則……市民は、市政に参加することを原則とします。  
協働の原則……市民、議会及び市の執行機関は、それぞれの役割及び責任のもと、自主性を尊重し、対等な立場で連携し、協力してまちづくりをすすめることを原則とします。

〔中山座長〕

- ・北見市も、原則はもう少しシンプルな書き方にして、各項目の条文で詳しく書き込んでいけば良いのかと思う。

〔高橋委員〕

- ・理念も平塚市のものに似ている。こうして見ると、あまり違和感がない。
- ・結局、市民や議会や市長が良好な関係でまちを創ってこうということが北見の条例の理念だから、そういう面では5条や6条（対等・相互理解、自主性尊重）もあった方が良いのかという気がする。
- ・まだ他にもあれば、足していけば良い。

〔合田委員〕

- ・今のまとめでは3つの原則だったが、「きょう働」が抜けているのではないか。

〔高橋委員〕

- ・それは、言っていないが「対等・相互理解」が平塚市の「協働」にあたる。
- ・北見は「きょう働」を書いていないので、「対等・相互理解」に換えたと思う。

〔杉本委員〕

- ・平塚市の「協働」の原則が北見では14回資料の第5条第2項になっているということ。

〔高橋委員〕

- ・順番は違うが、内容は平塚市と同じだと思う。
- ・「情報共有」は同じで、平塚の「参加」は北見の「自主性尊重」、平塚の「協働」と北見の「対等・相互理解」とほぼ同じように読める。
- ・そう考えて作ったのかとも思えるが。

〔事務局～企画課長〕

- ・案を出した時点では、議論になっている「きょう働」という言葉を使わない形で提示しているので、平塚市で使っている「協働の原則」は「対等・相互理解の原則」の中で表していることになる。

〔高橋委員〕

- ・今北出している北見市の案は、「きょう働」していくためのルールだと思う。
- ・まだ、「きょう働」をどうするか決まっていないが、理念にするにしてもツールとしていくにしても、ここで「きょう働」というルールがないと、どこかで誤解が生じたら機能しないのではないかと懸念する。

〔中山座長〕

- ・書き方として「共働」の意味を持たせて、読んだ人が理解して行動できるようなものを作るとのことなので、原則の頭に「共働」を意味する言葉を書いて、その下の3つの原則(情報共有、参加、自治区)を守ること、「共働」を目指すということになるのか。

〔高橋委員〕

- ・「協働」よりも「共働」を理念として挙げていきたいのなら、ルールがなければ理解を得られないし、誤解された参加もあり得ると思う。

〔逢坂副座長〕

- ・現時点で固めるという文章ではない。「対等・相互理解」と「きょう働」は、この後の議論によるので、並列で盛り込んでおいても良いのではないかと。

〔中山座長〕

- ・8回資料を見ると、笠原委員から理念と原則はまとめた方が良いという考えが示されているがどうか。

〔笠原委員〕

- ・個人的にはその方が分かり易いと思っている。他の人の意見もあるので、ここまできて変えるということにもならないと思う。
- ・理念や原則はシンプルにした方が良いと思う。
- ・前文から理念まではひとつにまとめても良いくらいだと思っている。
- ・原則は、市民がどう参画するか、行政とどう協力していくのか、さらに自治区のことも具体的に書く必要が考えられるので、こうした項目を挙げていく方が分かり易い。

〔杉本委員〕

- ・3つの原則に拘らず、箇条書きのように並べても良いのではないかと。もっと出てくる可能性もある。

〔笠原委員〕

- ・そうすると、個別項目の内容が薄くなる可能性がある。

〔杉本委員〕

- ・現段階は、後で細目としてやるべき項目を出していく作業が必要なので、今はとりあえず箇条書き程度で出して、後で抜粋していく作業をした方が良いのではないかと。

〔高橋委員〕

- ・自分も、目的と理念と原則は合体しても良いと思っていたが、「きょう働」でこれだけ揉めたのだから、条文として書いた場合に曖昧な形だと機能しないのではないかと。

〔中山座長〕

- ・今まで出てきているものとして「参加・参画」「情報共有」「自治区」は必須で、「きょう働」に関わる「対等・相互理解」をどうするか。

〔杉本委員〕

- ・そういう落としてはいけないキーワードがたくさん出てくる気がするので、考えられるものを出して、原則的に残すものを最後に抽出する作業が良いのではないかと。
- ・括弧書きの原則を3つか4つに固めてしまうと、重すぎる。

〔中山座長〕

- ・今の段階では、必要と思われるキーワードをどんどんピックアップしていったら、原則は理念と前文をサポートするものなので、協議を進める中で個別項目に落としていくものが見えてくるのではないかと。
- ・ただ、あまり多く挙げて、後で無駄な作業が増えるだけなので、その辺は留意していきたい。

〔杉本委員〕

- ・「修正の原則」を入れて欲しい。個別項目の最後の方にもあるが、条例自体を見直すことができるということを落としてはいけない。

〔中山座長〕

- ・確認だが、「対等・相互理解」は残しておいて良いか。相互理解はおかしいのではという意見もあったが。

〔笠原委員〕

- ・これに拘るより、「市民参加・参画」を検討して、その中にこの内容を織り込んだ方が分かり易い。いきなり「対等・相互理解の原則」と言われても何のことだろうとなる。
- ・原則の捉え方、位置付けの問題になる。目的や理念を分野ごとに当てはめる時に、どの分野にもあてはまるという形になる。自治区は別だが。

〔井上委員〕

- ・かなり大きな括りで、この3原則を位置づけておいても良いのではないかと。

〔高橋委員〕

- ・全部に関わるのであれば、責任、義務、権利の話になるのでは。

〔逢坂副座長〕

- ・それは、この後のぶら下がり条項で出てくるのではないかと。

〔合田委員〕

- ・今の3原則の中に「きょう働」や「対等・相互理解」が含まれていくので、3本柱の原則でも十分かなという気もする。

〔杉本委員〕

- ・先ほどから言っている、住民の意見集約システムのようなものも原則的に入れるべきと考える。

〔中山座長〕

- ・井上委員の意見から考えると、「参加・参画」に含めようとするれば含まれてしまうものではないか。

〔杉本委員〕

- ・「参加」というのは対象物が出てくるもの。「意見」というのは普段から個人が考えていることの表明を保障するということを謳ってほしい。

〔中山座長〕

- ・理念で言う「個人の尊厳」とは違うのか。

〔杉本委員〕

- ・尊厳は存在を対象とするが、考えなどを意見として言える機会を作るというようなこと。

〔逢坂副座長〕

- ・参加するということは、意見表明も含んでいるような気がするが。

〔杉本委員〕

- ・それは、意見表明の中の参加である。意見表明が先にあって、その機会に参加できるということになる。
- ・行政側の受け皿があってこそ、参加や参画がある。

〔井上委員〕

- ・参画は、かなり主体的な位置付けではないか。

〔逢坂副座長〕

- ・市民活動の中に意見を言うこともあるだろうし、行政に対して意見を言うこともあるだろうし、さまざまな場面があるのではないか。

〔杉本委員〕

- ・だから、それを保障するという項目が欲しい。
- ・「参加・参画」ということでいけば、その機会をどこかに作らなければいけない。市民なら誰でも意見が言えることを保障しなければいけない。

〔高橋委員〕

- ・「参加・参画」の話ではなく、原則の話ではないか。

〔杉本委員〕

- ・原則の中に、市民意見を取り入れるという項目が必要だということ。

〔高橋委員〕

- ・井上委員は共通的なものを原則に置いた方がよいという意見だと思う。共通的なものであれば、義務と権利と責任しかないと思う。



〔笠原委員〕

- ・意見表明にしても参加するにしても情報がなければならない。何に対して意見を言うのかという時に情報をどう考えるか。何も無い所に個人の意見を出すわけではない。
- ・基本的な流れとして、市政に関する情報が出されて、それに対する意見表明や、参画できる意思表示をする。
- ・その前提が「情報共有の原則」である。市民参画を保障するための前提でもある。
- ・市民参画そのものを定義すると膨大なものになるので、審議会等や意見表明の場などを具体的に書いていけば良いのではないか。

〔高橋委員〕

- ・原則は目次的にしたら良いと思うが、それはそういったことを並べるという意味。
- ・井上委員のように全体に共通する考えということであれば目次化はできない。

〔笠原委員〕

- ・原則というのはそういうもの（全体に共通する項目）

〔井上委員〕

- ・すべてに共通するものだが、細目に関わる濃淡はあると思う。

〔笠原委員〕

- ・今、議題になっているのは、事務局案の7条は了解するが、5条と6条については以前のレジユメの流れから見ても「参加・参画」や「きょう働」の項目として挙げていったら良いのではないかという話なので、それに付く説明文で持っていけば良いということ。
- ・「自治区」は、北見独自のものなので、原則が自治区内でも適用されるということ。

〔中山座長〕

- ・では、自治区の原則を設けるのではないのか。

〔笠原委員〕

- ・原則というか、市全体を平たく見るのではなく、自治区の独自性を認めつつ均衡ある発展を目指すということ。

〔中山座長〕

- ・どういう書き方になるかは分からないが、自治区の公平な発展といったことを原則として書くということか。

〔高橋委員〕

- ・それは、基本理念の3項をバックアップする原則としてあっても良いと思う。
- ・今出ている3つは必要だと思うし、他にあれば目次的に出して、詳細は個別項目に記すというだけの話だと理解していた。

〔中山座長〕

- ・「情報共有」、「参加・参画」、「自治区」は良いと思うが、「対等」と「きょう働」の取り扱いをどうするか。

〔逢坂副座長・高橋委員〕

- ・「きょう働」を残しておいた方が良いと思う。

〔中山座長〕

- ・では、4つの原則を残す（掲げる）こととする。

〔杉本委員〕

- ・実は、今実験していることがある。普段から市民が意見を言える場は「市長へのポスト」くらいで、そこに今まで20通以上出しているが、返事が返ってこない。  
(会議後、杉本委員より発言の訂正あり。2回ほど市長から連絡があったとのこと。)
- ・そのシステムにどこまで意見が言えるのか、どこまで通じるのか、どのように処理されるのかということを実験している。まじめに書いているが返ってこない。
- ・市民が意見を言っても、その対応は団体自治の裁量次第で変わってしまう。
- ・パブリックコメントは枠を作ってからでないと出せないが、市民が普段から考えていることを言ってみて、どれだけ通用するのかを実験している。
- ・団体自治の裁量によらず、住民意見への返答が保障される何らかのシステムが必要だと思う。

〔中山座長〕

- ・シンプルな書き方が良いという意見もあったので、その辺は難しいが、次回までに考えていきたいと思う。

〔笠原委員〕

- ・それは、説明責任や応答責任の面で、今の北見市の組織体制では対応しきれていないということ。
- ・条例をつくることで、条例に沿った形の組織改革をすることを意見として出せば良い。

〔中山座長〕

- ・それは個別項目になるのだろうか。

〔逢坂副座長〕

- ・そのことは、個別項目でしっかりと書くべきだと思う。

〔笠原委員〕

- ・結局、それは基本理念にある市民自治を実現するために必要なことで、情報共有なども同じ。

〔中山座長〕

- ・時間なので、今日の議論はここまでとしたい。
- ・今日の話し合いの内容を踏まえ、次回に向けて新たな資料を作成することになるかもしれないので、事務局から今日のまとめを確認してもらおう。

〔事務局～企画課長〕

- ・基本原則の部分を再度確認したい。

**【ここまでの議論の確認】**

- ・基本原則について

14回資料の5～7条は一旦白紙にする

掲げる項目……自治区、情報共有、参加・参画、きょう働

表現方法……シンプルな表現(平塚市の例)

## 次回会議の資料作成に向けて

〔事務局～企画課長〕

- ・今日の協議で4つの原則を確認したが、盛り込むべきキーワードを出してもらいたい。

〔笠原委員〕

- ・そういう提案をするのなら、その提案を今日欠席している委員にも会議の概要（原則項目の抽出等）を説明した上で行ってはどうか。
- ・以前に検討シートでアンケートはとっているが、より具体的な条文にするために必要と考えるキーワードを次回会議前に集約して、次回会議の事前配布に間に合うようにしてはどうか。時間的制約もあるが、その方が次回会議の進みが早いのではないか。

〔事務局～企画課長〕

- ・次回会議の進行にも関わるが、条文として示しているのは「原則」までで、今後は何もない状況になる。次回、今日の部分に修正を加えた形の条文を提示していくことにするのか、条文提示は後にして個別項目の整理をするなど、作業の仕方によって事前準備も変わってくる。

〔中山座長〕

- ・今日の会議である程度まとまった意見が出たので、前段、そのまとめを復習した上で、具体的骨子の検討に入った方が良いのではないかと思うがどうか。

〔高橋委員〕

- ・今日、基本理念が概ね決まったが、だからこそ原則を導き出せるものもあると思う。
- ・今日出されたものがすべてではないだろうし、理念がまとまって、そこから考えられる原則が他にもあるかもしれないが、今すぐ出すことは難しい。
- ・そのことを宿題として委員に課すことはできないか。

〔中山座長〕

- ・笠原委員から提案があった、4つの原則に盛り込むキーワードを提出するのと併せて、そのこと（原則に挙げる新たな項目）も事務局に提出して次回会議までにまとめて提示する形にしたいがどうか。

〔笠原委員〕

- ・理念まではある程度固まってきたので、できているものを解説文抜きで示して、次回は原則から進めますというような形の資料もあった方が良い。（事前配布）

〔中山座長〕

- ・次回は、今回の話し合いのまとめを行うとともに、13回資料をベースに具体的にどのような項目を入れていくべきかという話に進んでいきたい。

## 次回会議について

〔中山座長〕

- ・次回は、7月23日（水）を予定している。改めて、事務局から案内する。